

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 137)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		※課税関係	
提議人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連体 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 法親人 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 <input type="checkbox"/> 事業種目	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名 〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	※整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
(適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ) について、 (租税特別措置法第52条の3第14項・第68条の4第14項平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項記) の規定により下記のとおり届け出ます。			
分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適格分社型分割等又は適格分割等の年月日 年 月 日			
(旧)特別償却対象資産	種 類		
	構造若しくは用途 細目又は設備 の種類 の区分 耐 用 年 数		
(旧)特別償却に関する規定の区分			
分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金	特別償却準備金の金額		額
	添付明細(別表等) 特別償却準備金の金額 の計算の基礎となった 合理的な方法の内容		
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		印	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

15.00 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 132)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	(フリガナ) 法人名 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目		
[適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎ] について、 [租税特別措置法第52条の3第14項平成13年改正租税特別措置法附則第20条第10項平成13年改正租税特別措置法施行令附則第15条第3項記] の規定により下記のとおり届け出ます。			
分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適格分社型分割等又は適格分割等の年月日 年 月 日			
(旧)特別償却対象資産	種 類		
	構造若しくは用途 細目又は設備 の種類 の区分 耐 用 年 数		
(旧)特別償却に関する規定の区分			
分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金	特別償却準備金の金額		円
	添付明細(別表等) 特別償却準備金の金額 の計算の基礎とな った合理的な 方法の内容		
(その他参考となるべき事項)			
税理士署名押印		印	
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			整理簿
			備考

14-07

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 137)</p> <p>適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3第14項・第68条の41第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第10項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令附則第15条第3項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>(4) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の3第11項及び12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び8項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(5) 「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の3第11項及び12項・第68条の41第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び第8項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項及び第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類等の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は13年改正措置法附則第20条第7項又は第8項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類等の区分及び改正法附則第20条第7項又は第8項の規定の適用に係る同条第7項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。</p> <p>(7) 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(7)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。</p> <p>(8) 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の3第1項若しくは第2項、第7項若しくは第8項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった改正令附則第15条第1項第2号に規定する合理的な方法の内容を記載する。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 132)</p> <p>適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入又は適格分割等による特別償却準備金の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第52条の3第14項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第10項の規定により、適格分社型分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合、又は平成13年改正措置法施行令附則第15条第3項の規定により、法人が、特別償却準備金を適格分割等により引き継ぐ場合において改正措置法附則第20条第13項、第16項及び第19項の規定を適用しようとする場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 中段の本文欄には、該当する手続及び当該手続の根拠条文に応じ、それぞれいずれか一方の不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>(2) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の3第11項及び12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び8項又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分社型分割等又は適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の3第11項及び第12項若しくは平成13年改正措置法附則第20条第7項及び第8項に規定する適格分社型分割等の日又は同条第13項、第16項又は第19項に規定する適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の年月日を記載してください。</p> <p>(4) 「(旧)特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の3第11項又は第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類等の区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を、又は13年改正措置法附則第20条第7項又は第8項に規定する旧特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類等の区分及び改正法附則第20条第7項又は第8項の規定の適用に係る同条第7項に規定する旧特別償却に関する規定の区分を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金」の各欄には、改正措置法附則第20条第13項、第16項又は第19項の規定により分割承継法人等に引き継ぐこととなった特別償却準備金の金額及び別表16(7)その他添付明細を記載し、当該明細は当該届出書に添付してください。</p> <p>(6) 「合理的な方法」欄は、分割承継法人等に引き継ぐこととなった旧租税特別措置法第52条の3第1項若しくは第2項、第7項若しくは第8項の特別償却準備金の金額の計算の基礎となった改正令附則第15条第1項第2号に規定する合理的な方法の内容を記載する。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士が作成した場合に、その税理士が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p>